

第38期定時株主総会

招集ご通知

| 開催日時 |

2023年3月30日（木曜日）
午前10時 受付開始午前9時

| 開催場所 |

東京都江東区東陽六丁目3番3号
ホテルイースト21東京 1階
イースト21ホール

| 目 次 |

第38期定時株主総会招集ご通知	1
(提供書面)	
事業報告	3
計算書類	24
監査報告	26

株式会社ペッパーフードサービス

証券コード：3053

証券コード 3053

2023年3月15日

(電子提供措置の開始日 2023年3月9日)

株 主 各 位

東京都墨田区太平四丁目1番3号
株式会社ペッパーフードサービス
代表取締役社長CEO 一瀬 健作

第38期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

さて、当社第38期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト<https://www.pepper-fs.co.jp/>

(上記ウェブサイトへアクセスいただき、メニューより「IR情報」「IRライブラリー(2023年)」を順に選択いただき、ご確認ください。)

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所(東証)のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「ペッパーフードサービス」又は「コード」に当社証券コード「3053」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、本総会は決議事項がございませんので、議決権行使書に代えて出席票を本招集通知とあわせてお送りしております。当日ご出席の際は、お手数ながら出席票をご持参くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年3月30日(木曜日) 午前10時
2. 場 所 東京都江東区東陽六丁目3番3号
ホテルイースト21東京 1階 イースト21ホール
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 第38期(2022年1月1日から2022年12月31日まで)事業報告及び計算書類報告の件

以上

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響など諸般の事情を鑑み、株主総会終了後の懇親会及びお土産の配布を中止させていただくことといたしました。何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集通知とあわせてお送りする出席票を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎ご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。なお、法令及び当社定款第14条に基づき、下記の事項を除いております。

①事業報告の「新株予約権の状況」

②計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

したがいまして、当該書面に記載している事業報告及び計算書類は、会計監査人又は監査役が会計監査報告又は監査報告を作成するに際して監査した事業報告及び計算書類の一部であります。なお、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合においても、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

新型コロナウイルスによる感染症が流行しておりますので、株主総会へのご出席に際しましては、ご自身の体調をご確認のうえ感染防止にご配慮賜りますようお願い申し上げます。また、株主総会会場において、感染防止のための措置を講じる場合がありますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

(提供書面)

事業報告

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、長引く新型コロナウイルス感染症の影響下にありますが、行動制限措置が全て解除されたことなどから、経済活動の正常化に向けた動きがみられました。しかしながら、急激な円安やロシア・ウクライナ情勢の長期化によるエネルギー価格や原材料価格の高騰など、世界的に非常に不安定な状況が続いております。外食産業におきましては、仕入価格の高騰やアルバイト人員の確保のための時給の引上げなど、引き続き厳しい経営環境が続いております。

こうした状況のもと、当社は、年初より「正笑は不滅の論理、幸福を招く方程式」の基本方針を基に、引き続き感染症対策を講じながら安心・安全な商品の提供に努め、主力商品の訴求強化などにより既存店の売上向上に注力してまいりました。8月の創業社長である一瀬邦夫の辞任に伴い、9月には、組織の見直しを行い、新社長一瀬健作の下、新組織体制でスタートが切られました。

営業外損益項目では、営業時間短縮に伴う協力金の入金額について、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金として1,186百万円営業外収益に計上いたしました。

特別損益項目では、建物賃貸借契約を締結している家主等との交渉が進展したことに伴い、見積額と確定額の差額等を事業構造改善引当金戻入額として46百万円特別利益に計上し、収益性の低下した店舗資産等に対して減損損失として1,530百万円特別損失に計上いたしました。

これらの結果、当事業年度における売上高は14,775百万円（前期比22.0%減）、営業損失は1,555百万円（前期は1,412百万円の営業損失）、経常損失は503百万円（前期は1,274百万円の経常利益）、当期純損失は1,925百万円（前期は387百万円の当期純利益）となりました。

セグメントの業績は次のとおりです。

(いきなり！ステーキ事業)

いきなり！ステーキ事業につきましては、海外への店舗展開として、Valerie Products Manufacturing, Inc.社とフランチャイズ加盟契約を締結し、12月18日にフィリピン1号店となる、いきなり！ステーキ MOA・スクエア店をオープンいたしました。販促活動としては、昨年ご好評いただいた「イチボステーキ」を、9月22日より期間限定で販売し、また、11月10日より「王様（キング）のステーキ」の名称で、オーストラリア産サーロインステーキを販売するなど、様々な施策を実施してまいりました。その一方で、過去に例を見ないペースでの輸入牛肉価格の上昇をはじめとする、物流費、人件費、光熱費などの高騰を背景に価格改定を行うと同時に、お買い求め易い商品を含めるなど、メニューバリエーションを広げたメニュー改定を行いました。しかしながら、生活様式の変化や物価上昇などを背景に、ディナー帯の回復は厳しい状況が続いております。

この結果、当事業年度における売上高は13,580百万円（前期比22.5%減）、セグメント利益は240百万円（前期比34.9%減）となりました。

(レストラン事業)

レストラン事業につきましては、4月11日にとんかつ業態『こだわりとんかつ かつき亭』吾妻橋店を全面的にリニューアルいたしました。ステーキ業態『ステーキくに』では、季節メニューを個店販促にて導入、また全店キャンペーンとして、「アメリカンフランクステーキ」「イチボステーキ」「あかうし」など、期間限定での販売を行い、売上及び利益向上に努めて参りました。

この結果、当事業年度における売上高は955百万円（前期比5.3%減）、セグメント損失は151百万円（前期は117百万円のセグメント損失）となりました。

(商品販売事業)

商品販売事業につきましては、「とんかつソース」、「冷凍ガーリックライス」、「冷凍ハンバーグ」、家庭でも味わえる「いきなり！ステーキセット」を各大手モールにて出店販売いたしました。また、9月17日より女性VTuberグループ「ホロライブ」所属の「猫又おかゆ」との復刻コラボを行い、年始のコラボ店舗で販売した限定商品「勝ち猫おかゆはんぱーぐ」が自宅で楽しめる「勝ち猫おかゆはんぱーぐ復刻コラボセット」を期間限定で販売いたしました。

この結果、当事業年度における売上高は157百万円（前期比16.2%減）、セグメント損失は22百万円（前期は23百万円のセグメント損失）となりました。

(その他事業)

その他事業につきましては、店舗FC開発や店舗サポート及び購買に関する間接収益部門の事業となっております。店舗数の縮小及び新型コロナウイルスの影響により出店店舗数が減少いたしました。

この結果、当事業年度における売上高は81百万円（前期比63.5%減）、セグメント損失は104百万円（前期は50百万円のセグメント損失）となりました。

セグメント別の売上の状況は次のとおりであります。

セグメントの名称	売上高（百万円）	構成比（％）
いきなり！ステーキ事業	13,580	91.9
レストラン事業	955	6.5
商品販売事業	157	1.1
その他事業	81	0.5
合計	14,775	100.0

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2. 商品販売事業の売上高は、とんかつソース、冷凍いきなり！ガーリックライス、冷凍ハンバーグ等の販売であります。

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は68百万円となりました。その主な内容はいきなり！ステーキ事業及びレストラン事業における既存店に対する改修工事等による設備投資であります。

③ 資金調達の状況

当事業年度中の運転資金等に充当する為、2022年12月8日に第三者割り当ての方式により、行使価額修正条項付第13回新株予約権200,000個及び第14回新株予約権65,931個を決議し、発行価額の全額の払込が完了しております。なお、第13回新株予約権1,787個の行使が完了し、27百万円を調達しております。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

- ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 35 期 (2019年12月期)	第 36 期 (2020年12月期)	第 37 期 (2021年12月期)	第 38 期 (当事業年度) (2022年12月期)
売 上 高 (百万円)	66,879	31,085	18,950	14,775
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△) (百万円)	△2,663	△3,955	387	△1,925
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 又 は 1 株 当 た り 当 期 純 損 失 (△) (円)	△126.94	△164.29	10.37	△48.86
総 資 産 (百万円)	23,251	14,446	10,896	6,221
純 資 産 (百万円)	598	455	3,287	1,296
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	21.89	9.60	80.22	31.73

(注) 2020年12月期より連結計算書類を作成しておりませんので、上表は当社単体の財産及び損益の状況の推移を記載しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況
該当事項はありません。

(4) 会社の対処すべき課題

長引く新型コロナウイルスの影響下の中、外食産業におきましてはまん延防止等重点措置による時短営業や外出自粛等により、依然として厳しい状況が続いております。そのような中、当社におきましては、新型コロナウイルスの感染防止策を徹底し、お客様がご安心してお食事を召し上げられる環境作りに努めるとともに、各種メディア等による積極的な情報発信や計画的な商品キャンペーンを行い、アフターコロナも見据えた経営環境を構築してまいります。当面におきましては、財政基盤の安定を目的に徹底したコスト管理を行う等、業績回復に向けた取り組みを優先的に行ってまいります。

① 人材の育成

社員採用基準、FC契約基準及び委託店基準を厳しく運用し教育訓練を徹底して優秀な人材の育成に努めるとともに、コンプライアンス遵守の観点から、不正・犯罪の発生しない職場環境づくりと社員の連帯意識の醸成に努めます。

② マーケティングの強化

当社は、新規のお客様獲得とリピート率向上を目標に、広報・宣伝・商品販促活動に努め、高品質・高付加価値の厚切りステーキをリーズナブルに提供し、お客様に日常的にステーキを召し上がっていただく、ステーキ専門店として認知されて参りました。当社が掲げた『ステーキを日本の食文化へ』のスローガンを着実に進展させてまいります。

売上対策として、計画的な全店ナショナルキャンペーンの実施と不振店舗対策として、選べるキャンペーンの計画的な実施を行い、また、季節に応じた商品キャンペーンに注力することで新規のお客様の獲得を目指します。いきなり！ステーキ事業におきましては、2022年11月22日に行ったメニュー改定により、食肉仕入価格の高騰に対応し、原価率の安定を図っております。

新型コロナウイルス対策として、店内対策（手洗い・アルコール消毒・店内換気・ソーシャルディスタンス等）の徹底を継続しております。

また、デリバリー（Uber Eats、出前館、テイクアウトアプリmenu、ファインダイン等）は引き続きエリアを拡大すると同時に、新規デリバリーのWoltを導入いたしました。今後はデリバリー商品を拡大いたします。

新たにTikTokを活用した動画マーケティング活動を開始いたしました。ブランドイメージ向上とフォロワー数増によりお客様への情報拡散力を強化して既存店への来店頻度向上を目指してまいります。

また、新規にいきなり！ステーキアプリを登録した際のお得な特典の情報を積極的に発信し、新規会員数を増やす事で実店舗への集客を促進いたします。

お支払の利便性向上のため、いきなり！ステーキ事業・レストラン事業にて、QRコード決済を導入し、キャッシュレス決済の多様化を実施しております。

③ 安全管理、食材調達ルートの多元化

お客様に安全な食品を提供するために食の安全管理を徹底し、安全で安定した商品供給のために食材の産地と調達先を厳選するとともに多元化を推進してまいります。当社は委託先の物流センター、食材調達先の工場等の取引開始前はもちろんのこと、取引開始後もISOの認定資格者等が定期的に訪問し、衛生管理、品質管理の状況を確認いたします。また、食材の産地と調達先の選定に当たっては念入りな情報収集を行い、さらなる食の安全管理を推し進めてまいります。

④ FC加盟者開発について

当社は、FC事業を中心とした事業展開を行っており、継続的に事業を拡大していくためには、FC加盟契約者の開発は重要な課題であります。当社としては、従来のFC加盟契約者の開発手法に加え、金融機関等の外部協力者より紹介を受けた新規FC加盟契約希望者に対して説明会を実施していくなど、積極的なFC加盟契約者開発に取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容 (2022年12月31日現在)

名 称	内 容
いきなり！ステーキ事業	<p>ビジネス街でポピュラーな立ち飲み食いでステーキとワインを楽しむスタイルをコンセプトにレストラン業態としてスタートした後、独立した業態となりました。</p> <p>お肉の定量カットに加え、「炭焼ステーキくに」同様にお客様の目の前で好みの分量に切り分けてステーキを提供するオーダーカット制にも対応しており、また、メニューアイテムの絞り込みによりコストパフォーマンスを追求しております。</p> <p>来店回数に応じてお得なサービスが受けられる「肉マイレージ」の導入や、テイクアウト・デリバリーのサービスなど、中長期的な成長への基盤とする業態として当社の直営、フランチャイズ及び委託事業として運営しております。</p> <p>フランチャイズ事業は、FC加盟契約者の開拓、FC加盟契約者の出店先店舗物件開発、店舗施工管理、店舗機器や食材の販売、店舗運営ノウハウの提供などを行っております。当社はFC加盟契約者から加盟契約金、食材の卸売販売代金、ロイヤリティ等を受領しております。</p> <p>直営事業は、店舗を直接当社で運営する事業であります。主に新たな商品やサービスのテスト導入や、加盟店の人材教育・研修の場として、また、お客様の声や商品・サービスに対する反応の変化等を直接把握し、新たなノウハウをFC加盟店に提供する基地として位置づけております。</p> <p>委託事業は、当社所有店舗の運営を受託者が行い、店舗の業績に応じて受託者に業務委託料を支払うものであります。受託希望者は、店舗研修を受け、接客や調理、店舗管理等の店舗運営者として必要な技能・知識を習得した後、店舗運営を受託します。受託後も当社本部による運営支援を受けて業務を遂行します。</p>
レストラン事業	<p>お客様の目の前で好みの分量に切り分けてステーキを提供するオーダーカットステーキ店の「炭焼ステーキくに」、とんかつ専門店の「こだわりとんかつ かつき亭」、牛たん専門店の「牛たん仙台なとり」、ステーキレストラン店の「Prime42 BY NEBRASKA FARMS」を当社の直営、フランチャイズ及び委託事業として運営しております。</p> <p>レストラン事業にて蓄積されたノウハウやメニューを、いきなり！ステーキ事業にも活用しております。</p>
商品販売事業	<p>ネットショップ販売を主流として、冷凍ハンバーグ、冷凍いきなり！ガーリックライス、冷凍牛たん、いきなり！ステーキセット（ご家庭で召し上げられるステーキセット）、ドレッシング、笑顔の見える業務店用のマスクを販売しております。業務用卸販売として、とんかつソース、ステーキソース、いきなり！ガーリックライス、ドレッシング等の食材の販売を行っております。</p> <p>また、「いきなり！ステーキ監修」のソース及びピラフ等の販売に伴うロイヤリティ収入を受領しております。</p>

(6) 主要な営業所 (2022年12月31日現在)

本 社	東京都墨田区太平四丁目1番3号									
直 営 ・ 委 託 店 舗	北海道	3店舗	岩手県	2店舗	宮城県	3店舗	千葉県	3店舗	東京都	53店舗
	福島県	1店舗	茨城県	3店舗	群馬県	1店舗	埼玉県	1店舗	神奈川県	11店舗
	埼玉県	9店舗	千葉県	11店舗	東京都	12店舗	神奈川県	2店舗	愛知県	11店舗
	神奈川県	13店舗	石川県	2店舗	大阪府	1店舗	和歌山県	2店舗	広島県	3店舗
	長野県	1店舗	静岡県	3店舗	奈良県	1店舗	岡山県	1店舗	香川県	1店舗
	滋賀県	1店舗	京都府	1店舗	徳島県	1店舗	福岡県	9店舗	熊本県	1店舗
	兵庫県	6店舗	奈良県	1店舗	岡山県	1店舗	佐賀県	1店舗	沖縄県	1店舗
	島根県	1店舗	岡山県	1店舗	佐賀県	1店舗	沖縄県	1店舗		
	徳島県	1店舗	岡山県	1店舗	佐賀県	1店舗	沖縄県	1店舗		
	福岡県	9店舗	熊本県	1店舗						

(7) 使用人の状況 (2022年12月31日現在)

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
343 (892) 名	39名減 (79名減)	41.7歳	6.2年

事業区分	使用人数	前事業年度末比増減
いきなり！ステーキ事業	254 (805) 名	32名減 (91名減)
レストラン事業	31 (74) 名	1名増 (14名増)
商品販売事業	2 (-) 名	1名 (-) 名
その他事業	12 (-) 名	2名減 (1名減)
全社 (共通)	44 (13) 名	6名減 (1名減)
合計	343 (892) 名	39名減 (79名減)

(注) 使用人数は就業員数であり、アルバイト・パート及び派遣社員は () 内に8時間換算した年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年12月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	728百万円
株式会社三井住友銀行	385百万円
株式会社みずほ銀行	345百万円
株式会社りそな銀行	152百万円
株式会社千葉銀行	70百万円
株式会社きらぼし銀行	66百万円
株式会社東日本銀行	8百万円
株式会社東京スター銀行	6百万円
株式会社第四北越銀行	5百万円

(9) その他当社の現況に関する重要な事項

日本国政府は2020年2月以降、新型コロナウイルス(COVID-19)感染症に関連した感染症対策の基本方針等を公表しましたが、それ以降消費者は外出等を控え外食需要に重要な影響が生じております。当社においては、政府及び自治体からの各種要請等を受けて一部店舗の臨時休業や営業時間短縮を実施したことなどから、2020年3月以降、当社の来店客数は顕著に減少して売上高も著しく減少しております。2022年3月21日には、店舗の営業に対する制限が概ね解除され、来店客数等は次第に回復しておりますが、いまだ回復の途上にあり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大前の水準を下回る状況が続いております。これらの結果、当事業年度においては、継続した営業損失を計上するとともに、重要な当期純損失を計上しております。

この結果、借入金の返済等の資金繰りに懸念が生じており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当社は、当該状況の解消または改善のために、下記のような対応策を講じております。

- ① 当社は、収益改善及び本社費用の削減等の施策を行っております。具体的には、既存店の売上対策を強化し、店舗の事情に応じたメニューの変更等を推進しております。また、従業員の適正配置などのコスト削減施策も推進し、事業の収益性を改善しております。
- ② 当社事業の各種ステークホルダー（金融機関等）との緊密な連携関係を高め、必要に応じた支払条件の柔軟化等を含めた協力体制の強化を行っております。
- ③ 当社は、2020年7月に適切な店舗体制を構築するために、各店舗の地域配分や収益性等を精査して当社が運営する114店舗を退店することを決定しております。また、新生活様式への移行に対応し、さらなる収益性の向上及び資金繰りの改善を図るため、2021年2月12日の取締役会において18店舗の追加退店を決定しております。この結果、2022年12月31日現在、これらのうち129店舗の退店を完了しております。なお、残りの3店舗についても引き続き退店に向けて交渉を進めております。また、今後も店舗の収益性を見極めて不採算店の整理を進めてまいります。

④ 当社は、2022年12月8日の取締役会にて、第三者を割当先とした第13回新株予約権及び第14回新株予約権の発行に係る決議を行いました。なお、2023年3月1日現在、これらのうち第13回新株予約権が行使され332百万円の調達を完了しております。

しかしながら、収益改善及び本社費用の削減等の施策の成果が、売上高及び業績に及ぼす影響について見通すことが容易ではないこと、また金融機関等との間で支払条件等の協力体制を築くために一定の期間を要することも想定されること及び、新株予約権の行使について株価下落等により予定通り資金調達ができない場合があることから、現時点においては継続企業の前提に関する重要な不確実性が存在するものと認識しております。

なお、計算書類は継続企業を前提としており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を計算書類に反映しておりません。

2. 株式の状況（2022年12月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 70,800,000株

(2) 発行済株式の総数 39,589,900株

(注) 新株予約権の行使により、発行済株式の総数は178,700株増加しております。

(3) 株主数 47,539名

(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	所 有 株 式 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社（信託口）	3,416,300株	8.63%
一 瀬 邦 夫	3,409,000株	8.61%
エスフーズ株式会社	2,466,000株	6.23%
楽天証券株式会社	923,900株	2.33%
一 瀬 健 作	540,000株	1.36%
投資事業有限責任組合インフレクションⅡ号	462,100株	1.17%
株式会社SBI証券	441,500株	1.12%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	325,100株	0.82%
株式会社マルゼン	312,600株	0.79%
フジパングループ本社株式会社	265,800株	0.67%

(注) 持株比率は自己株式（220株）を控除して計算しております。

3. 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2022年12月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	一瀬健作	CEO
常務取締役	猿山博人	開発本部長
取締役	佐野雄太	管理本部長 兼 CFO 兼 経営企画室長
取締役	立川康弘	営業統括本部長 兼 いきなり！ステーキ事業本部長 兼 海外事業本部長 兼 営業企画本部長
取締役	安田一郎	総務人事本部長
取締役	稲田将人	株式会社RE-Engineering Partners代表取締役社長
取締役	山本孝之	山本孝之公認会計士事務所代表 つばき少額短期保険株式会社社外取締役 株式会社フューチャーアカウンティング 代表取締役
取締役	横田響子	公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会理事 国立大学法人お茶の水女子大学学生キャリア支援センター客員准教授 株式会社コラボボ代表取締役 女性社長.net代表
常勤監査役	太田行信	—
監査役	栗原守之	—
監査役	藤居讓太郎	株式会社藤居事務所代表取締役社長

- (注) 1. 取締役稲田将人、山本孝之及び横田響子の3氏は、社外取締役であり、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
2. 常勤監査役太田行信、監査役栗原守之及び藤居讓太郎の3氏は、社外監査役であり、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
3. 常勤監査役太田行信氏は、長年にわたる金融機関等での経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

4. 当事業年度中に退任した取締役は、以下のとおりとなります。

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
一瀬 邦夫	2022年8月12日	辞任	代表取締役社長 CEO
菅野 和則	2022年9月30日	辞任	専務取締役 営業統括本部長 兼海外事業本部長 兼いきなり！ステーキ事業本部長 兼購買部長
芦田 秀満	2022年9月30日	辞任	常務取締役 開発本部長

5. 当事業年度中における取締役の地位、担当及び重要な兼職の異動は以下のとおりとなります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
一瀬 健作	代表取締役副社長 管理本部長 兼CFO	代表取締役社長 CEO 兼管理本部長 兼CFO	2022年8月12日
一瀬 健作	代表取締役社長 CEO 兼管理本部長 兼CFO	代表取締役社長 CEO	2022年8月15日
佐野 雄太	取締役 管理本部経理部長	取締役 管理本部長 兼CFO 兼経理部長	2022年8月15日
猿山 博人	常務取締役 総務本部長	常務取締役 開発本部長	2022年10月1日
佐野 雄太	取締役 管理本部長 兼CFO 兼経理部長	取締役 管理本部長 兼CFO 兼経営企画室長	2022年10月1日
立川 康弘	上席執行役員 営業統括本部長 兼いきなり！ステーキ事業本部長 兼海外事業本部長 兼営業企画本部長	取締役 営業統括本部長 兼いきなり！ステーキ事業本部長 兼海外事業本部長 兼営業企画本部長	2022年11月25日
安田 一郎	上席執行役員 総務人事本部長	取締役 総務人事本部長	2022年11月25日

(2) 責任限定契約の内容の概要

稲田将人、山本孝之及び横田響子の3氏は、現在、当社の社外取締役であり、当社は各氏との間で、定款第31条の規定に基づき、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任についての責任限定契約を締結しております。

太田行信、栗原守之及び藤居譲太郎の3氏は、現在、当社の社外監査役であり、当社は各氏との間で、定款第42条の規定に基づき、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任についての責任限定契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役、監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。

保険料は特約部分も含めて会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について補填することとされています。

ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。

当該保険契約には免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については補填の対象としないこととされています。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

役員等の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針内容及び決定方法

イ.基本方針

取締役の金銭報酬の額は、2018年3月29日開催の第33期定時株主総会において年額4億円以内と決議しております。（但し、使用人給与は含まない。）当該株主総会終結時点の取締役の員数は8名（うち、社外取締役は3名）です。

監査役の金銭報酬の額は、2017年3月29日開催の第32期定時株主総会において年額3億円以内と決議しております。（但し、使用人給与は含まない。）当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

各取締役の報酬額は、取締役会の諮問機関として過半数の独立社外取締役から構成される指名報酬諮問委員会からの答申に基づき、取締役会の委任を受けた代表取締役社長CEO一瀬健作氏が当社の定める一定の基準に基づき決定しております。委任した理由は、当社全体の業績

等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。

各監査役の報酬額は、監査役の協議によって決定いたします。

役員報酬等の方針につきましては、指名報酬諮問委員会の答申を基に取締役会にて決定され、報酬体系・水準は、経済情勢や当社業績、他社水準を踏まえて見直しを行い、会社への貢献度、役職、職位を勘案した決定を行うことを方針といたします。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

ロ.基本報酬

当社の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、指名報酬諮問委員会からの答申に基づき、取締役会にて勘案して決定するものといたします。

ハ.非金銭報酬

非金銭報酬等は、ストック・オプションとし、当社業績や株価水準その他諸般の事情を考慮し、支給時期を決定いたします。

ニ.金銭報酬の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

ストック・オプション報酬は2017年及び2018年に発行されたもののみとなっており、割合の決定に関する方針についての定めは現状ございません。

ホ.取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の報酬額は、指名報酬諮問委員会からの答申に基づき、取締役会の授権を受けた代表取締役社長が当社の定める一定の基準に基づき決定いたします。報酬体系・水準は経済情勢や当社業績、他社水準を踏まえて見直しを行い、会社への貢献度、役職、職位を勘案した決定を行うことを方針といたします。

(5) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固 定 報 酬	業 績 連 動 報 酬	非 金 銭 報 酬 等	
取 締 役 (うち社外取締役)	110 (11)	110 (11)	— (—)	— (—)	11 (3)
監 査 役 (うち社外監査役)	14 (14)	14 (14)	— (—)	— (—)	3 (3)
合 計 (うち社外役員)	124 (26)	124 (26)	— (—)	— (—)	14 (6)

- (注) 1. 上表には、2022年8月12日をもって辞任しました取締役1名及び2022年9月30日をもって辞任しました取締役2名を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等との重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・ 取締役稲田将人氏は、株式会社RE-Engineering Partnersの代表取締役社長であります。なお、当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
- ・ 取締役山本孝之氏は、山本孝之公認会計士事務所の代表、つばき少額短期保険株式会社の社外取締役及び株式会社フューチャーアカウンティングの代表取締役であります。なお、当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
- ・ 取締役横田響子氏は、公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会理事、国立大学法人お茶の水女子大学客員准教授、株式会社コラボラボの代表取締役及び女性社長.netの代表であります。なお、当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
- ・ 監査役藤居譲太郎氏は、株式会社藤居事務所の代表取締役社長であります。なお、当社と兼職先の間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	活 動 状 況
取締役 稲 田 将 人	当事業年度に開催された取締役会25回のうち22回に出席いたしました。複数の企業の役員、事業責任者などの経験を有し、豊富な経験と幅広い見識による専門的見地から、議案・審議等について発言を行っております。さらに、中期経営計画の監督、指名報酬諮問委員会の委員として経営の公平性・透明性の向上に寄与し、当社の企業価値向上に貢献しております。企業経営者として、特に経営戦略について専門的な立場から助言等を行い、当社の経営課題に対する認識共有を図るなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役 山 本 孝 之	当事業年度に開催された取締役会25回のうち25回に出席いたしました。公認会計士及び税理士の資格を有しており、高度な専門知識を活かし財務及び会計的見地から、議案・審議等について発言を行っております。さらに、中期経営計画の監督、指名報酬諮問委員会の委員として経営の公平性・透明性の向上に寄与し、当社の企業価値向上に貢献しております。当社の会計監査人以外の監査法人出身者として、特に財務会計面で専門的な立場から当社の経営状況等について助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役 横 田 響 子	2022年3月29日の就任後に開催された取締役会20回のうち20回に出席いたしました。企業経営者として女性経営者の支援事業に取り組むとともに、男女共同参画、行政改革など多岐にわたる分野で有識者として講演等の活動を行っております。これらの豊富な経験と幅広い見識による専門的見地から、当社の経営戦略についての助言等を行い、当社の経営課題に対する認識共有を図るなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監査役 太 田 行 信	当事業年度に開催された取締役会25回のうち25回に出席し、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。長年にわたる金融機関等での経験を踏まえて、議案・審議等について必要な発言を行っております。
監査役 栗 原 守 之	当事業年度に開催された取締役会25回のうち25回に出席し、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、当社の法令遵守、コンプライアンス体制の構築・維持等について発言を行っております。
監査役 藤 居 讓 太郎	当事業年度に開催された取締役会25回のうち23回に出席し、監査役会14回のうち13回に出席いたしました。外食産業の経営者としての経験を踏まえて、議案・審議等について必要な発言を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	
公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	46,500千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	46,500千円

- (注) 1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠などを検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査及び金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、提出会社との監査証明業務に基づく報酬額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、原則として会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会が株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社においては、取締役及び使用人が、社会の構成員としての自覚のもと、法令の遵守及び企業倫理に則した行動を行うことを目指し、「ペッパーフードサービス倫理憲章」を制定しています。代表取締役が取締役及び使用人に対して繰り返しその根本精神である「経営理念」「社是」「経営方針」を伝えています。

また、法令の遵守及び企業倫理の徹底を図るため、当社及びフランチャイジーの取締役及び使用人に対して「コンプライアンス・ハンドブック」を配布し、必要な研修を行っています。

- ② コンプライアンスについては、「コンプライアンス規程」を制定し、代表取締役社長を議長とし、取締役、監査役により構成される「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンスに関する必要な提案を行うほか、使用人が法令違反等を行った場合に審議をしています。

使用人による法令違反行為について通報を受けることができるように社内にコンプライアンスホットラインを設置しています。また、通報を行った使用人に対しての不利益処分を禁止する「内部通報者保護規程」を制定しています。

- ③ 取締役及び使用人が、主体的に法令及び定款等を遵守する体制として、所管部署は、コンプライアンス研修会を開催し、取締役及び使用人に対し、コンプライアンスに係る必要な研修を行っています。また、当社はペッパーフードサービス倫理憲章を制定し、その指導と周知に取り組むことで、企業倫理の重要性を継続的に喚起しております。

- ④ 監査役は、内部監査部門とともに、当社各部門及び店舗における内部管理の状態を監査し、取締役会等は、これらの結果を踏まえ、必要に応じて改善の指示等を行っています。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、当社における「文書管理規程」等に則して担当各部門において適切に作成、保存及び管理を行い、内部監査部門はその管理状態について監査を行い、取締役または監査役からの要請に応じて閲覧できる状態にしています。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、企業活動に伴う様々なリスクを適切に管理することが企業価値を高めると認識しており、「リスク管理規程」を制定し、代表取締役社長を議長とし、取締役、監査役により構成される「リスク管理委員会」を設置し、各種リスクについて対応策を定めています。内部監査部門は当社各部門について対応策の実施状況等を監査し、同委員会に報告しています。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役会を毎月定例に開催し、重要事項についての意思決定を行っています。また、職務執行上の基本的事項について代表取締役、取締役及び監査役等により構成される経営会議を設置し、そこにおける審議・決定により機動的・効率的に職務執行を行っています。
 - ② 取締役会においては、各部門における取締役の職務遂行状況について監督を行っており、また、毎年、経営計画及び予算を審議・決定し、月例でその進捗状況を審議しています。
- (5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の独立性に関する事項
- 監査役を補助すべき使用人については、監査役の求めに応じ、協議のうえ、決定します。この場合監査役の指定する期間においては当該使用人に対する指揮命令権は監査役が行使します。
- (6) 監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 当社の取締役及び使用人が監査役に報告する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - イ. 取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、及び重大な法令または定款違反の事実を発見した場合には直ちに監査役に報告します。
 - ロ. 監査役は、取締役会、経営会議その他の重要な会議に出席し、議事録、稟議書等重要な文書を閲覧し、取締役の職務の執行状況を監査し、必要に応じて取締役及び使用人から説明を求めています。
 - ハ. 監査役は、内部監査部門及び会計監査人との情報の交換など密接な連携を保ち、監査役の監査の実効性を高めるよう努めています。
 - ニ. 代表取締役社長は、定例的に、監査役との間で会社運営に関する事項等について意見交換の場を持ち、意思疎通を図っています。
 - ② 監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、外部専門家を独自に起用することができます。
- (7) 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において確認のうえ、速やかに当該費用または債務を処理します。

(8) 反社会的勢力を排除するための体制

当社は、「反社会的勢力対策規程」、「反社会的勢力対応マニュアル」において、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関わりを持たない方針を明示するとともに、不当要求などを受けた場合は、総務部を対応窓口として、警察等の外部専門機関と連携し、毅然とした態度で臨み、断固として拒否します。

(9) 当期における業務の適正性を確保するための体制の運用状況

① 取締役の職務執行

当該事業年度は25回の取締役会を開催し、重要事項に関する迅速な意思決定及び職務執行状況、経営計画等の進捗状況等について報告を実施しているほか、定款や社内規程等に則ってコンプライアンスやリスク管理に対応しております。また、2022年5月に社外役員が社外・独立の立場から当社の事業及び取締役会の監督機能の実効性の向上を含むコーポレートガバナンスに貢献するために必要な情報交換、認識共有及び自由な議論を行うことを目的とする社外役員会議を設置し、社外取締役が取締役会等を通じて積極的に発言をする機会を設けることで、管理監督機能を強化しております。

② 監査役の職務執行

監査役は、取締役会や経営会議への出席を通じて、当社の業務の適正性を確保するための体制を確認しております。また、会計監査人からの会計監査の内容や結果等の報告、会計上及び内部統制上の問題点や課題についての意見交換等を行うほか、内部監査担当部門からの内部監査の実施状況等の報告を受けております。なお、内部監査担当部門との定期的な意見交換を通じて、内部監査担当部門に対して必要な助言を適宜行っております。

③ コンプライアンス

「ペッパーフードサービス倫理憲章」を定め、全役員及び全使用人に浸透させております。また、コンプライアンスに抵触する事象が発生した際には、速やかな調査を実施し、「コンプライアンス委員会」での審議を経て、厳正な処分を行っております。

④ 反社会的勢力の排除

取引先等が反社会的勢力に該当しないことを確認することを目的として、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会等の外部専門機関と連携するとともに、取引先については担当部門が反社会的勢力に該当していないかの調査及び属性チェックを行っており、株主・役員員については総務部が属性チェックを行っております。

貸借対照表

(2022年12月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
【流動資産】	3,419	【流動負債】	3,200
現金及び預金	1,888	買掛金	914
売掛金	689	短期借入金	543
商品	186	1年内返済予定の長期借入金	641
貯蔵品	43	未払金	348
前渡金	3	未払費用	301
前払費用	155	未払法人税等	18
短期貸付金	39	契約負債	41
未収入金	404	未払消費税等	106
立替金	9	前受金	24
その他金	29	預り金	17
貸倒引当金	△30	資産除去債務	167
【固定資産】	2,802	債務保証損失引当金	57
(有形固定資産)	1,106	事業構造改善引当金	12
建物	893	その他	4
機械及び装置	128	【固定負債】	1,724
車両運搬具	1	長期借入金	583
工具、器具及び備品	69	受入保証金	450
土地	13	資産除去債務	561
(無形固定資産)	64	事業構造改善引当金	123
借地権	30	その他	4
ソフトウェア	31	負債合計	4,925
電話加入権	1	純資産の部	
(投資その他の資産)	1,630	【株主資本】	1,259
投資有価証券	16	資本金	23
出資	0	資本剰余金	3,176
長期貸付金	14	資本準備金	13
長期前払費用	52	その他資本剰余金	3,163
長期未収入金	8	利益剰余金	△1,940
破産更生債権等	3,242	利益準備金	30
差入保証金	1	その他利益剰余金	△1,971
敷金及び保証金	1,353	繰越利益剰余金	△1,971
建設協力金	194	自己株式	△0
貸倒引当金	△3,253	【評価・換算差額等】	△3
資産合計	6,221	その他有価証券評価差額金	△2
		繰延ヘッジ損益	△0
		【新株予約権】	40
		純資産合計	1,296
		負債純資産合計	6,221

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

損益計算書

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

(単位：百万円)

科	目	金	額
売上	上		14,775
	上		6,702
販売	費		8,072
	業		9,628
営業	業外		1,555
	取		
	受	2	
	受	0	
	受	6	
	受	21	
	力	0	
	一	14	
	雇	4	
	新	1,186	
	そ	21	1,258
営業	業外		
	支	21	
	株	16	
	貸	0	
	貸	135	
	現	3	
	為	2	
	そ	27	205
特	別		503
	固	17	
	新	106	
	事	46	170
特	固	1	
	固	3	
	減	1,530	1,535
税	引		1,868
	前		
当	法	57	
	人		1,925

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

独立監査人の監査報告書

2023年3月1日

株式会社ペッパーフードサービス
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石丸 整行
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	槻 英明

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ペッパーフードサービスの2022年1月1日から2022年12月31日までの第38期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、2022年1月1日から2022年12月31日までの事業年度に継続的な営業損失を計上するとともに、重要な当期純損失を計上しており、借入金の返済等の資金繰りに懸念が生じている状況にある。この結果、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類等は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類等に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、株式会社ペッパーフードサービスの2022年1月1日から2022年12月31日までの第38期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会、経営会議その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁文書等を閲覧し、本社及び営業店舗において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法第362条第4項第6号並びに会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているに関し監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年3月2日

株式会社ペッパーフードサービス 監査役会

常勤社外監査役 太 田 行 信 ⑩

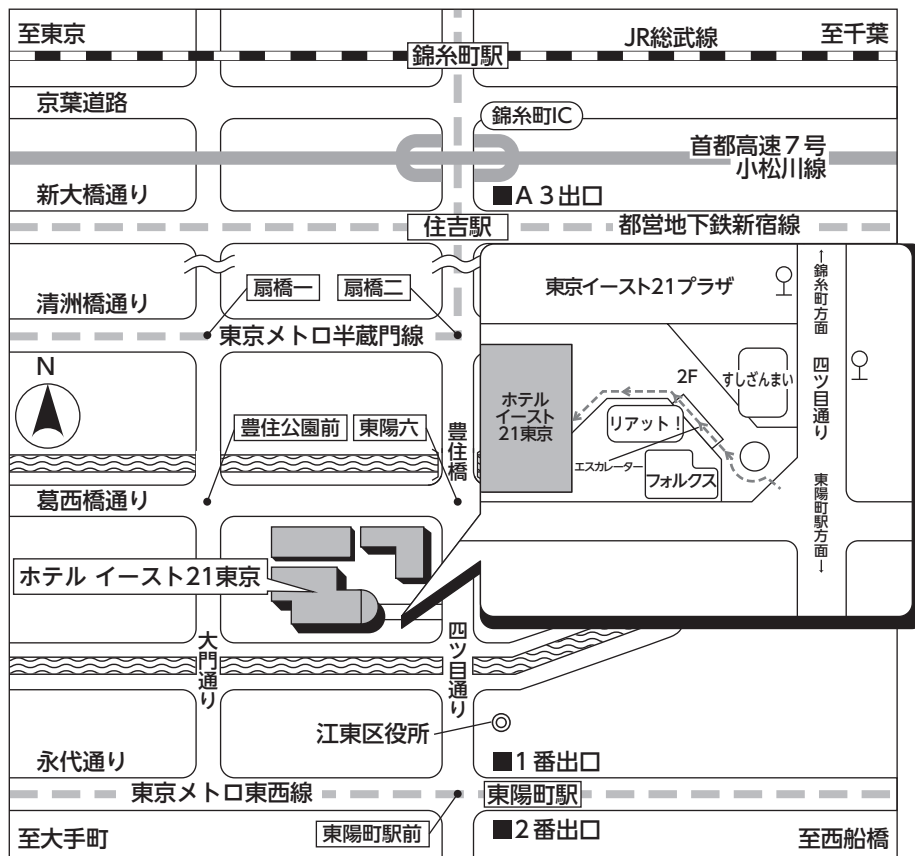
社 外 監 査 役 栗 原 守 之 ⑩

社 外 監 査 役 藤 居 讓 太 郎 ⑩

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都江東区東陽六丁目3番3号
 ホテルイースト21東京 1階 「イースト21ホール」
 電 話 03 (5683) 5683 (代表)



- 交 通**
- 東京メトロ東西線 東陽町駅 (1番出口) より徒歩約7分
 - 東京メトロ半蔵門線・都営地下鉄新宿線 住吉駅 (A3出口) より
 - 都営バス<東22系統/東陽町駅・東京駅丸の内北口行>で約10分
 - 豊住橋 (東京イースト21) 下車
 - JR総武線 錦糸町駅 (南口) より
 - 都営バス<東22系統/東陽町駅・東京駅丸の内北口行>で約15分
 - 豊住橋 (東京イースト21) 下車